

草の根技術協力事業の単価の適用の考え方および
それに伴うガイドラインの改訂について

1. 主な改訂点

草の根技術協力事業における契約の成立および単価の適用の考え方につき、以下のとおり整理しました。

(1) 契約の考え方について

契約期間を分割して複数の契約書を締結する（先行する契約期間の終了後、次期の契約期間の契約書を締結する）こととしても、（経理処理ガイドラインにおいて、）事業期間全体の事業提案書／見積書を提出して頂き、事業期間全体を対象として契約交渉することとしています。これを踏まえ、契約は事業期間全体で成立していると再整理しました。（経理処理ガイドライン該当箇所P.6）

(2) 単価の適用にかかる考え方について

上記（1）を踏まえ、単価の適用にかかる考え方について、以下のように再整理しました。

【従来の考え方 変動型】

これまでは、契約の度毎に、事業提案時の単価を考慮しつつも、契約締結日の属する年度の上限単価を踏まえ契約交渉を行ない、契約交渉の結果合意された単価をその契約期間中適用することとしていました。

【新たな適用の考え方 固定型】

初回契約交渉時に、事業提案時の単価を考慮しつつ、事業提案時に経理処理ガイドラインに提示されている上限単価を踏まえ、契約交渉を行ない、契約交

【報告事項 1-1】

渉の結果合意された単価を（便宜的に契約を分割したとしても）事業が終了するまで（全協力期間を通じて）継続適用することとします。

（2016年度第1回草の根パートナー型の募集要項より上述を明記しています。）

（3）適用の時期

2016年度第1回草の根技術協力事業（草の根パートナー型）にて募集・選考する案件より、新たな適用の考え方（固定型）での適用を開始します。

（4）経過措置

2015年度以前に募集・選考を行なった案件、現在募集もしくは選考中の2015年度補正/2016年度予算地域活性化特別枠及び2016年度第1回草の根協力支援型については、原則としてこれまでどおり契約毎に変動型の単価（契約締結日を含む年度の単価）を適用することとします。

（5）経理処理ガイドラインへの反映

上記の改訂点につき、草の根技術協力事業 経理処理ガイドライン（2015年4月版、2015年10月・2016年5月一部改訂）に反映し、ホームページ（<http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/guidance.html>）に公開していますので、入手のうえ活用願います。なお、同ガイドラインは、2015年4月以降に契約締結した全案件について適用することとなります。

次年度以降、上限単価の改訂がある場合には、同ガイドラインの上限単価記載箇所に本年度上限単価に並列する形で改訂単価を記載することとします。これにより、常に最新の経理処理ガイドラインを適用できることとなります。

以 上